

漁協と独占禁止法

—水産物・水産加工品の適正取引推進ガイドライン—



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

第1 独占禁止法

- 1 独占禁止法とは
- 2 一定の組合の行為に関する独占禁止法の適用除外制度
- 3 不公正な取引方法の概要
- 4 違反した場合の法的措置

第2 水産物・水産加工品の適正取引推進ガイドライン

- 1 水産物・水産加工品の適正取引推進ガイドラインの概要
- 2 漁協による販売事業の利用強制等
- 3 系統外出荷に対する販売手数料の徴収
- 4 その他に問題となり得る例

第3 実例（注意）

第4 相談窓口

- 1 水産物・水産加工品の適正取引推進ガイドラインに関するお問い合わせ
- 2 事業者・事業者団体が行おうとする個別具体的な事業活動についての相談



○ 独占禁止法とは

「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」が正式名称
事業者が事業活動を行うに当たって守るべきルールを定めた法律

○ 独占禁止法第1条

この法律は、私的独占、不当な取引制限及び不公正な取引方法を禁止し、事業支配力の過度の集中を防止して、結合、協定等の方法による生産、販売、価格、技術等の不当な制限その他一切の事業活動の不当な拘束を排除することにより、公正且つ自由な競争を促進し、事業者の創意を発揮させ、事業活動を盛んにし、雇傭及び国民実所得の水準を高め、以て、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とする。

○ 公正且つ自由な競争

誰もが自由に参入できる市場において、事業者自らが商品の価格、生産数量などを決めて、価格、品質、サービスを中心とした公正な手段により、自由に取引相手を求めてお互いに競い合うこと。

小規模事業者の相互扶助を目的とするなど一定の要件を満たした組合が行う、共同経済事業であつて、「不公正な取引方法」等に該当しない場合には、独占禁止法の適用が除外される

【独占禁止法第22条】

この法律の規定は、次の各号に掲げる要件を備え、かつ、法律の規定に基づいて設立された組合（組合の連合会を含む。）の行為【②】には、これを適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いる場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合は、この限りでない【③】。

- 一 小規模の事業者又は消費者の相互扶助を目的とすること。【①】
- 二 任意に設立され、かつ、組合員が任意に加入し、又は脱退することができること。
- 三 各組合員が平等の議決権を有すること。
- 四 組合員に対して利益分配を行う場合には、その限度が法令又は定款に定められていること。

対象となる組合（小規模事業者の相互扶助を目的）【①】

- ・ 漁協等の水産業協同組合については、1号の要件を満たす組合とみなされる

（参考）水産業協同組合法

第七条 組合は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下「私的独占禁止法」という。）の適用については、これを私的独占禁止法第二十二條第一号及び第三号の要件を備える組合とみなす。

対象となる行為【②】とその例外【③】

- ・ （協同組合が大企業に伍して競争するために行う）共同販売や共同購入等の共同経済事業
- ・ ただし、上記のような漁協の行為（組合員の総意や漁協における部会の決定に基づく行為を含む。）であっても、㊦特定の事業者（組合員、卸売業者等）を不当に差別的に取り扱うなど「不公正な取引方法」を用いる場合、㊩競争の実質的制限により不当に対価を引き上げる場合は、**独占禁止法が適用される**

制度の趣旨

- ・ 単独では大企業に伍して競争することが困難な事業者が相互扶助を目的とした組合を組織することにより、市場において有効な競争単位として機能し、独占禁止法が目的とする公正かつ自由な競争秩序の維持促進につながるため

次のような行為で、公正な競争を阻害するおそれがあるもの。

◆取引拒絶【不公正な取引方法（一般指定）第2項】

不当に事業者が単独で特定の事業者との取引を拒絶したり、第三者に特定の事業者との取引を拒絶させること。

◆取引条件等の差別取扱い【不公正な取引方法（一般指定）第4項】

不当に、ある事業者に対し取引の条件又は実施について有利又は不利な取扱いをすること。

◆事業者団体における差別取扱い等【不公正な取引方法（一般指定）第5項】

事業者団体若しくは共同行為からある事業者を不当に排斥し、又は事業者団体の内部若しくは共同行為においてある事業者を不当に差別的に取り扱い、その事業者の事業活動を困難にさせること。

◆不当廉売【独占禁止法第2条第9項第3号及び不公正な取引方法（一般指定）第6項】

商品を不当に低い価格で継続して販売し、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれのあること。

◆抱き合わせ販売等【不公正な取引方法（一般指定）第10項】

商品やサービスを販売する際に、不当に他の商品やサービスを一緒に購入させること、その他不当に取引を強制すること。

◆排他条件付取引【不公正な取引方法（一般指定）第11項】

自己が供給する商品のみを取り扱い、競合関係にある商品を取り扱わないことを条件として取引を行うことなどにより、不当に競争相手の取引の機会や流通経路を奪ったり、新規参入を妨げたりするおそれのあること。

◆再販売価格の拘束【独占禁止法第2条第9項第4号】

小売業者等に自社商品の販売価格を指示すること。

◆拘束条件付取引【不公正な取引方法（一般指定）第12項】

取引相手の事業活動を不当に拘束するような条件を付けて取引すること。

◆優越的地位の濫用【独占禁止法第2条第9項第5号】

取引上優越的地位にある事業者が、その地位を利用して取引先に対し正常な商習慣に照らして不当に不利益を与えること。

独占禁止法第19条

事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

排除措置命令

違反行為を速やかに排除するよう命ずる行政処分

⇒ 例えば、

- ・違反行為の取りやめ
- ・将来同様の行為を行わないことの決議
- ・独占禁止法の遵守についての行動指針の作成が命じられる。



課徴金納付命令(不公正な取引方法の場合)

不公正な取引方法のうち、以下の行為を行った場合に課徴金の納付を命ずる処分

- ✓ 共同の取引拒絶
- ✓ 差別対価
- ✓ 不当廉売
- ✓ 再販売価格の拘束
- ✓ 優越的地位の濫用

※ ここでは、独占禁止法に違反した場合に課される独占禁止法上の法的措置のみを御紹介しています。しかし、独占禁止法に違反することは、他の法令に抵触した場合と同様に、独占禁止法上の法的措置以外の経営上の様々な弊害を組織にもたらすことを常に意識しておくことも重要です。

○水産物・水産加工品の適正取引推進ガイドラインとは？

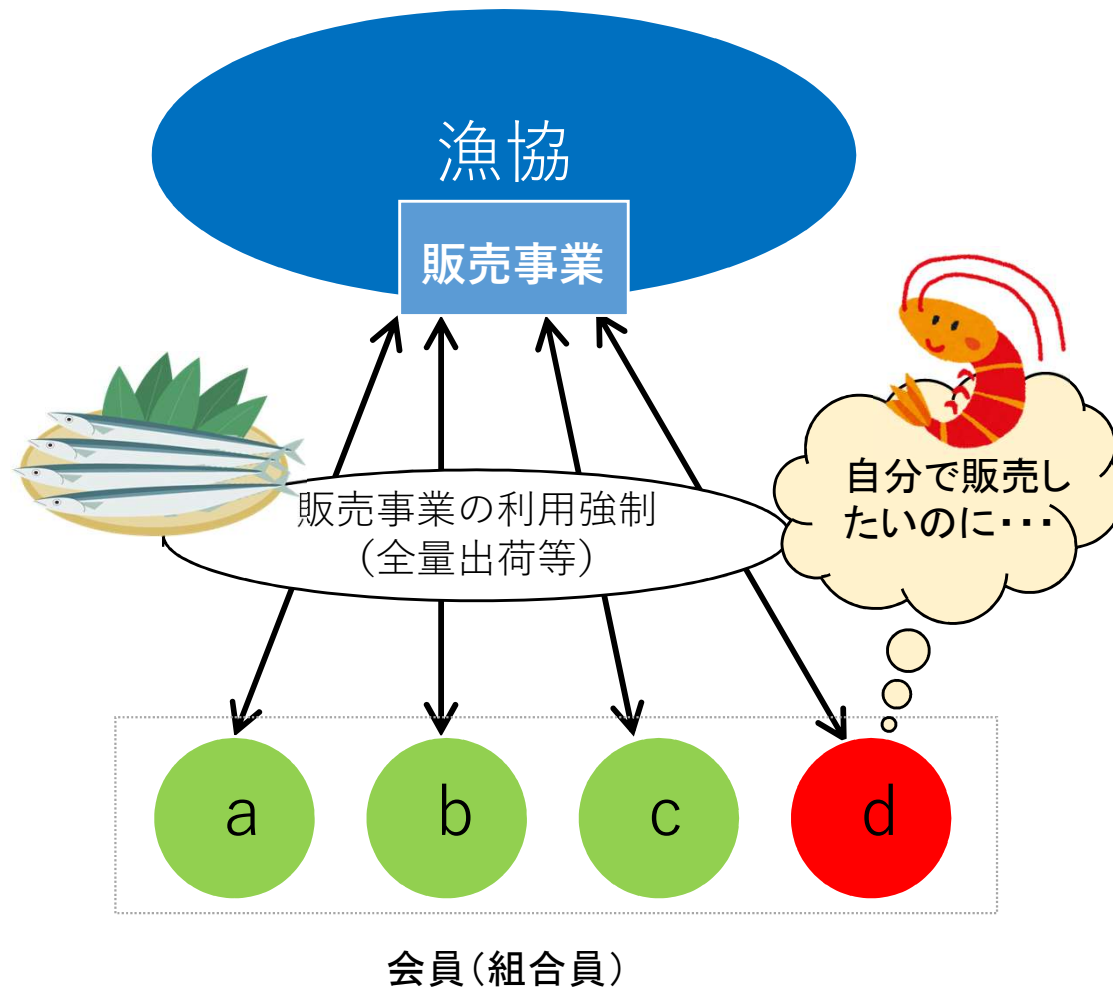
- 水産物及び水産加工品の取引における特徴的な問題や望ましい取引例（ベストプラクティス）を整理したもの。
- 全文はこちら→<https://www.jfa.maff.go.jp/j/keiei/gyokyou/attach/pdf/index-8.pdf>（水産庁HP)

○ガイドラインの目的は？

- 水産物及び水産加工品の取引における特徴的な問題事例を提示し，独占禁止法及び下請法上の考え方を示すことにより，取引上の法令違反を未然防止すること。
- 水産物及び水産加工品の取引における経営努力が報われ，健全な取引環境の整備の一助とすること。
- 水産物及び水産加工品の取引に係る漁業者・漁協・事業者における競争を制限するものではなく，双方が公正な環境において，円滑な取引が行われることを通じ，取引慣行を改善すること。

次のページからは，独占禁止法上問題となり得る事例紹介です。

(例) 水揚げした水産物について、漁業者が所属する漁協の販売事業を利用せず、自身で販売（いわゆる系統外出荷）しようとしたところ、漁協から、全量又は一定の割合・数量以上について販売事業の利用を強制された、又は系統外出荷したいと組合員が考えている品目についても販売事業の利用を強制された。

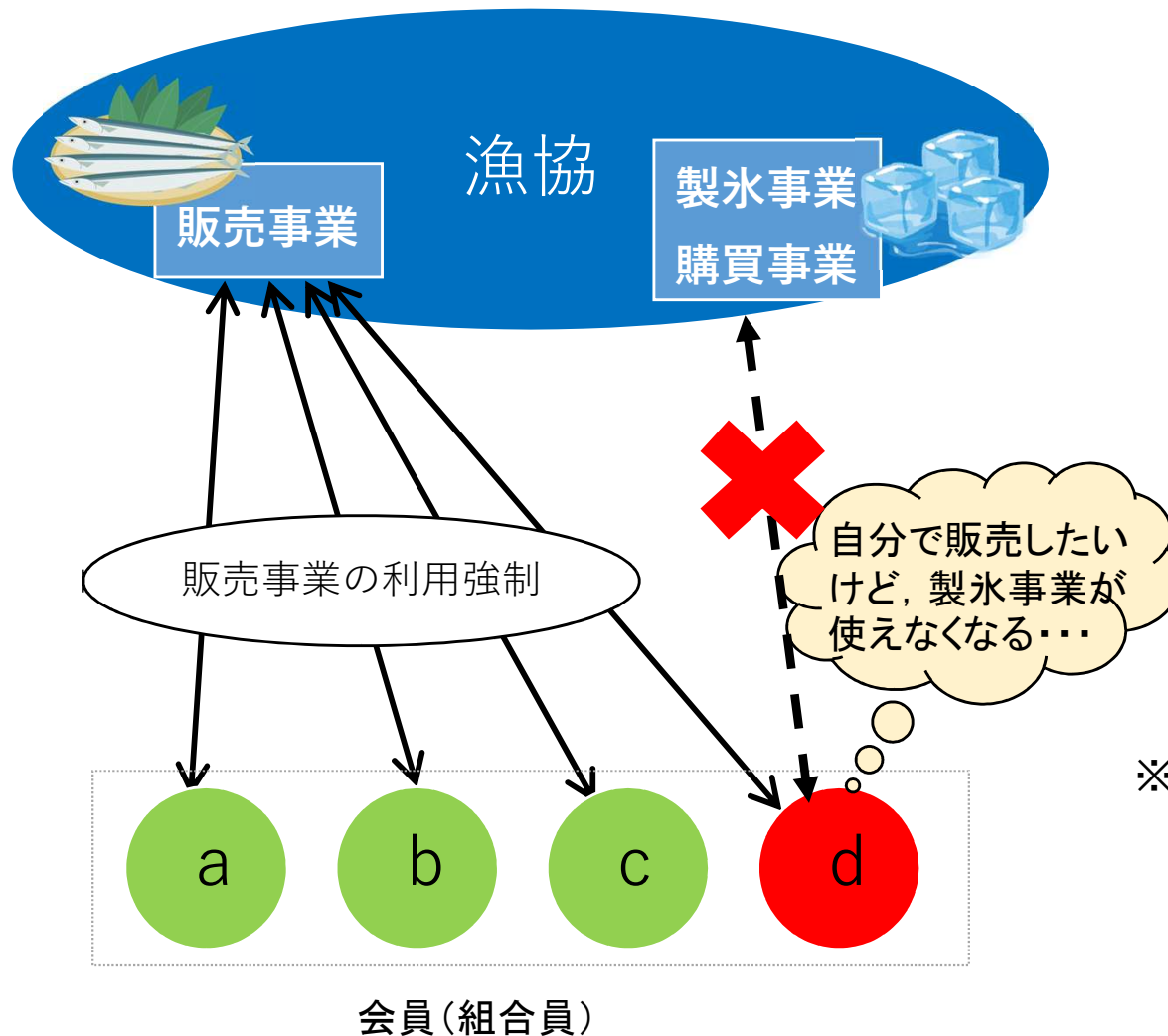


◆ 組合員が販売事業を利用する際に、漁協が組合員に対して、以下のように販売事業の利用を事実上余儀なくさせる行為は、独占禁止法上問題となるおそれがあります。

- ✓ 全量又は一定の割合・数量以上について販売事業の利用を強制する行為
- ✓ 系統外出荷したいと組合員が考えている品目についても販売事業の利用(買戻しを含む。)を強制する行為

※抱き合わせ販売等、排他条件付取引、拘束条件付取引

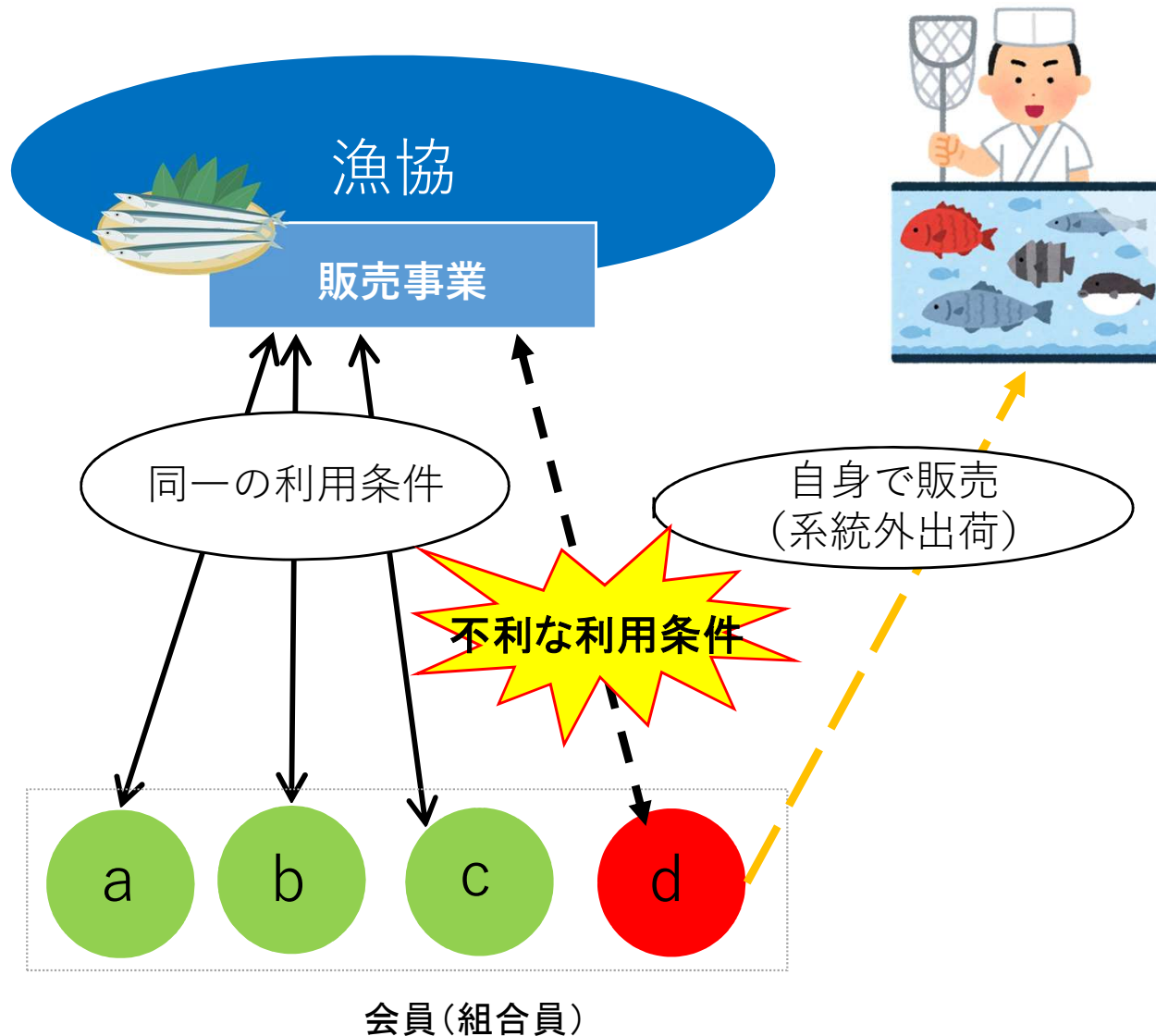
(例) 水揚げした水産物について、漁業者が所属する漁協の販売事業を利用せず、自身で販売（いわゆる系統外出荷）しようとしたところ、漁協から、漁協の販売事業を利用しなければ、他の魚種を含め以後の販売事業やその他の事業（製氷事業や購買事業等）を利用させないと言われ、販売事業の利用を強制された。



◆ 組合員が共同利用施設や製氷事業・購買事業その他の漁協の事業を利用する際に、漁協が組合員に対して販売事業の利用を条件とする行為のように販売事業の利用を事実上余儀なくさせる行為は、独占禁止法上問題となるおそれがあります。

※抱き合わせ販売等，排他条件付取引，拘束条件付取引

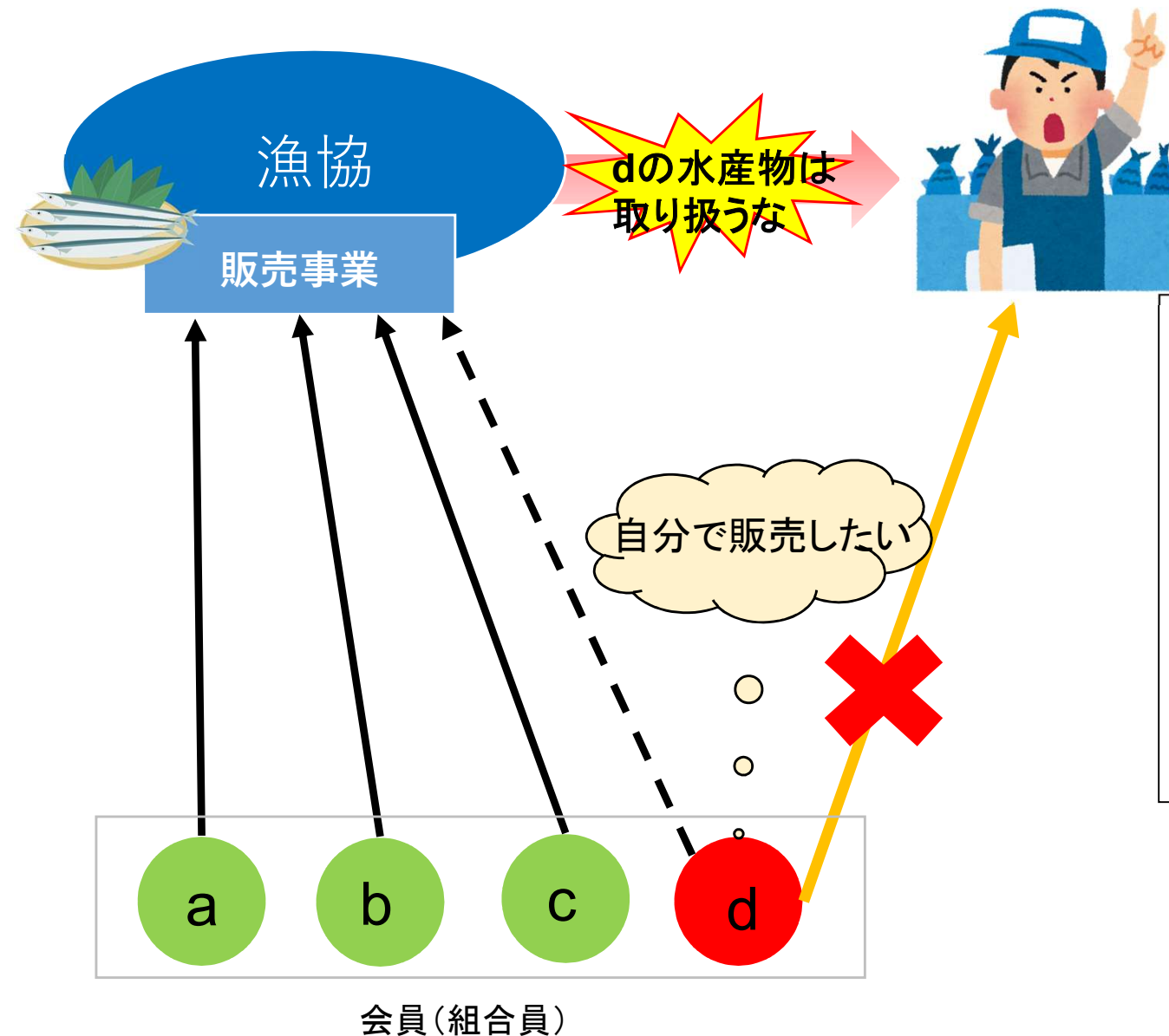
(例) 水揚げした水産物について、漁業者が自身で販売（いわゆる系統外出荷）したところ、漁協から、販売事業の利用に係る条件又は実施について、他の組合員よりも不利な取扱いをされた。



◆ 漁協が、系統外出荷した組合員に対して、販売事業の利用に係る条件又は実施について、他の組合員よりも不利な取扱いをする行為は、独占禁止法上問題となるおそれがあります。

※取引条件等の差別取扱い

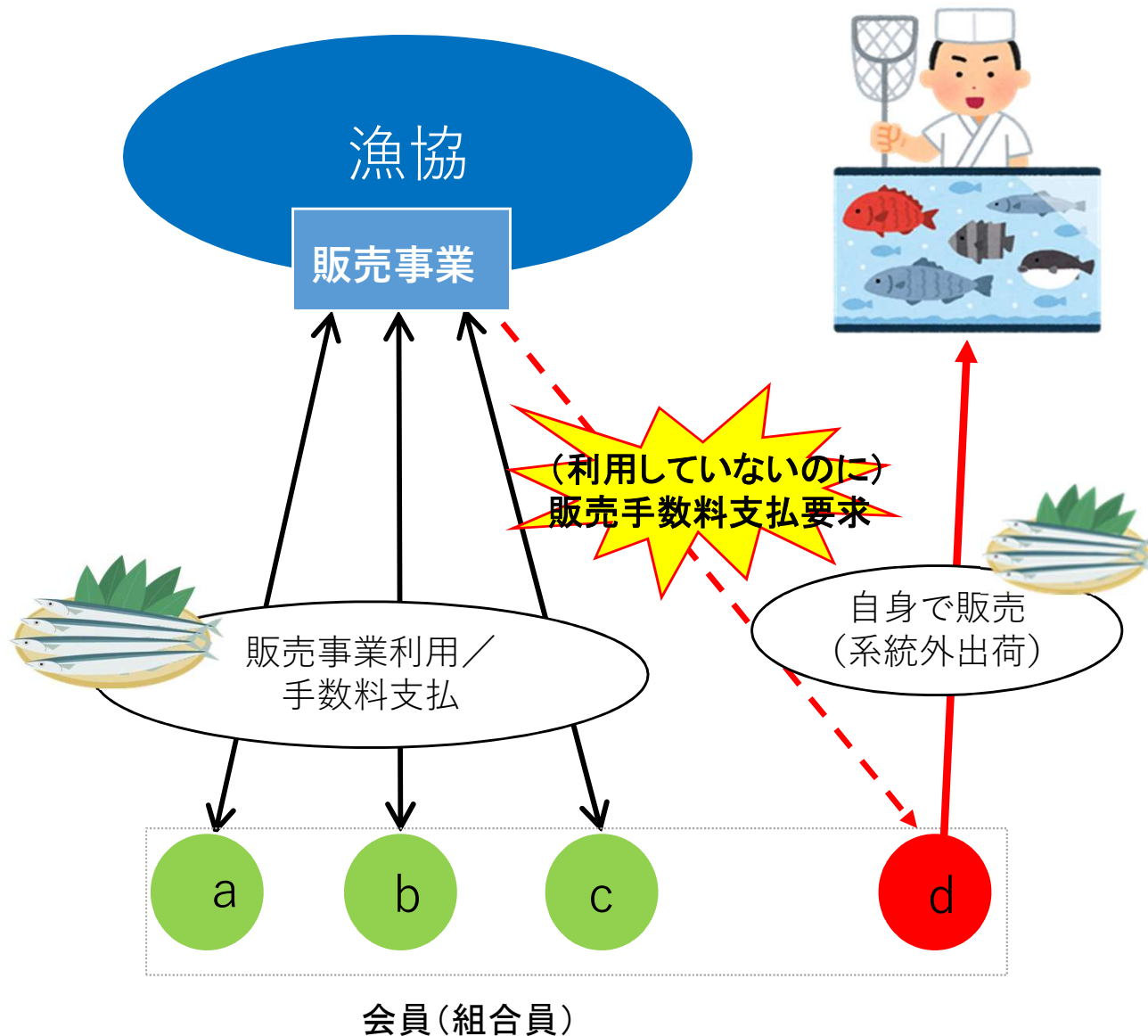
(例) 水揚げした水産物について、自身で販売（いわゆる系統外出荷）しようとしたところ、漁協が取引先の流通業者等に対し、当該漁業者からの水産物は取り扱わないよう求めたため、販売できなかった。



◆ 漁協が水産物を販売している地域の流通業者等（組合員が自身の所属する漁協の他の漁協が開設する産地市場に出荷をしようとする際の当該他の漁協及びその開設する産地市場を含む。）に対して、組合員と取引しないよう求める行為は、独占禁止法上問題となるおそれがあります。

※排他条件付取引, 拘束条件付取引

(例) 水揚げした水産物について、漁業者が自身で販売（いわゆる系統外出荷）しようとしたところ、漁協から販売手数料や口銭の支払を求められ、支払った。



◆ 漁協が系統外出荷を行う組合員に対して、漁協の事業利用の条件として、系統外出荷する水産物について供されない役務に対する手数料を徴収する行為は、それにより組合員が系統外出荷を希望する水産物の全量又は一部について販売事業の利用を事実上余儀なくさせるおそれがあり、独占禁止法上問題となるおそれがあります。

※排他条件付取引等

今まで説明したもののほか、ガイドラインでは、例えば水産物の取引について、漁協や漁業者等に対する、卸売業者や小売業者等による独占禁止法上問題となるおそれのある行為を説明しています。

✓ 産地市場価格等原価を下回る一方的な価格設定

(例)

- ・優越的地位にある産地市場の仲買人や消費地市場の卸売業者及び小売業者が、漁業者や漁協に対して著しく低い価格での取引を要請し、漁業者や漁協が今後の取引に与える影響等を懸念して当該要請を受け入れざるを得ない場合

※優越的地位の濫用等

✓ 原材料価格、物流費、労務費等のコスト増加を反映しない価格設定

(例)

- ・労務費等のコストが大幅に上昇し、漁業者や産地市場の仲買人が単価引上げを求めたにもかかわらず、優越的地位にある消費地市場の卸売業者や小売業者が一方的に従来どおりに単価を据え置くこと

※優越的地位の濫用

✓ 大量発注を前提とした単価による少量発注

(例)

- ・優越的地位にある消費地市場の卸売業者や小売業者が、一定以上の数量を納品させることを前提に、漁業者や産地市場の仲買人に(割安な)商品単価の設定をさせながら、実際の発注時は、前提とした数量よりも大幅に少ない数量であるにもかかわらず、一方的に見積時の(割安な)単価で発注を行うこと

※優越的地位の濫用



✓ 納入業者に責任のない減額

(例)

- ・優越的地位にある小売業者が、漁業者や産地市場の仲買人から商品を購入した後において、当該漁業者や仲買人の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず、当該商品の納入価格の値引きを当該漁業者や仲買人にさせること

※優越的地位の濫用等

✓ 受領拒否

(例)

- ・優越的地位にある小売業者が、漁業者や産地市場の仲買人の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず、契約成立後にキャンセル(受領を拒否)し、当該漁業者や仲買人に生じた費用を負担しないこと

※優越的地位の濫用

✓ 返品

(例)

- ・漁業者や産地市場の仲買人と小売業者の取引において、漁業者や仲買人の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず、優越的地位にある小売業者が一方的に返品し、代金の返還を求めること

※優越的地位の濫用等

✓ 購入強制

(例)

- ・優越的地位にある小売業者が、取引先である漁業者や産地市場の仲買人に対し、当該取引先がその事業遂行上必要としない又は購入を希望しない商品等を強制的に購入させること

※優越的地位の濫用等



✓ 協賛金等の要請

(例)

- ・優越的地位にある小売業者が漁業者や産地市場の仲買人に対し、協賛金等の名目による金銭の負担を要請する場合であって、当該協賛金等の負担額及びその算出根拠、用途等について、当該取引の相手方との間で明確になっておらず、不利益を与えること

※優越的地位の濫用等

✓ 従業員の派遣、役務の提供

(例)

- ・漁業者や産地市場の仲卸業者と小売業者の取引において、漁業者や仲卸業者の利益との関係が明らかでない場合や漁業者や仲卸業者の直接の利益とならない場合の、優越的地位にある小売業者が漁業者や仲卸業者に対して行う、従業員の派遣や役務の無償提供要請、商品の無償提供の要請

※優越的地位の濫用等

✓ 不当な給付内容の変更、不当なやり直し

(例)

- ・漁業者に責めに帰すべき理由がないにもかかわらず、優越的地位にある小売業者が漁業者に対して費用を負担せずに発注の取消しや発注内容の変更若しくはやり直しをさせることにより漁業者に不当に不利益を与えること

※優越的地位の濫用

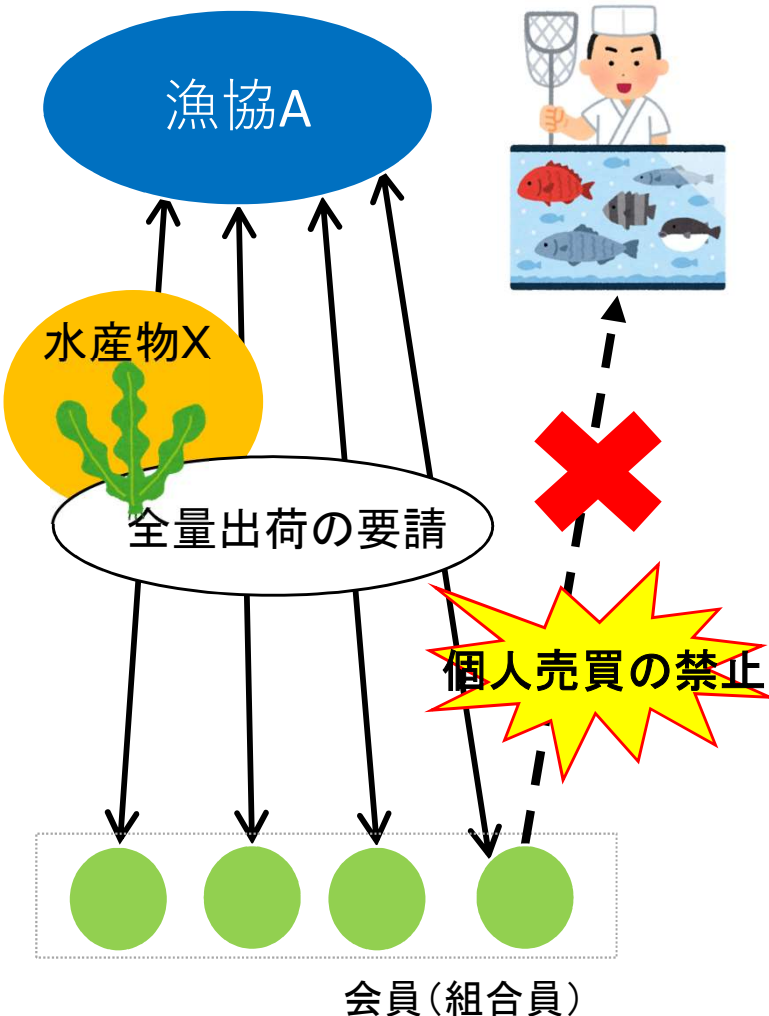
※ なお、水産加工品の取引においては、独占禁止法のほか、下請法上の問題となる可能性があります。

詳しくはガイドラインを御参照ください。

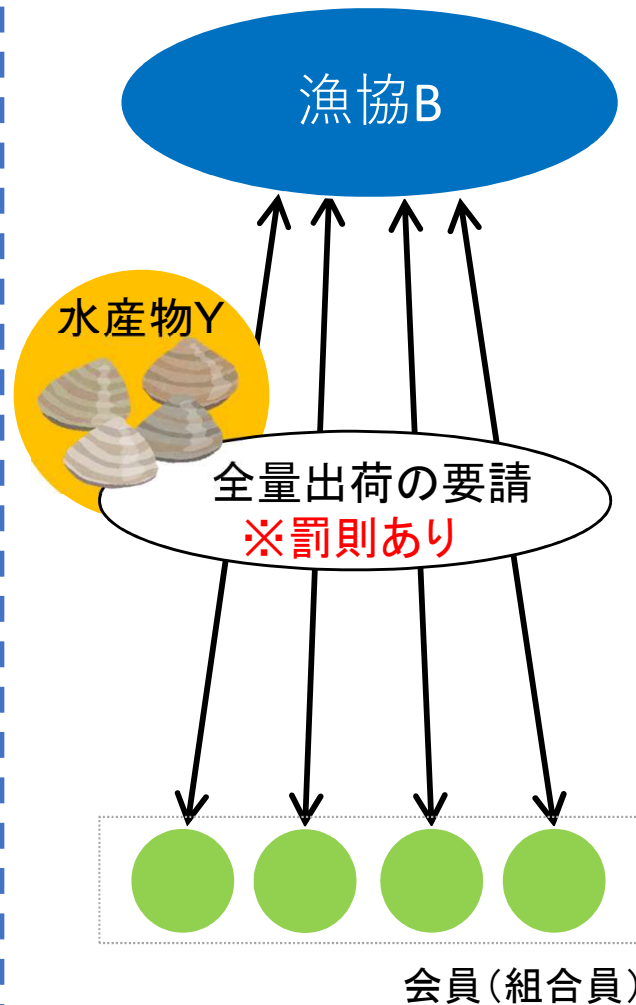


第3 実例(注意)

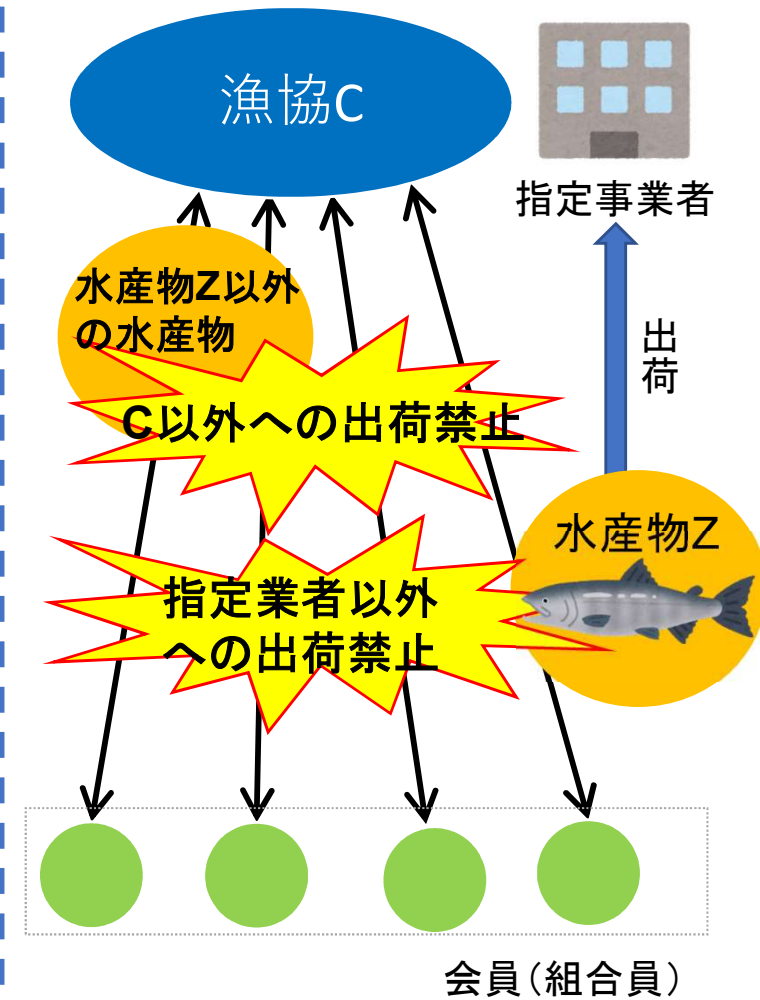
漁協Aは、組合員に対し、養殖した水産物Xの個人売買を禁止し、Aに全量出荷するよう要請していた。



漁協Bは、組合員に対し、水産物YをBに全量出荷するよう要請し、要請に応じない者が確認された場合には罰則を科す旨通知した。



漁協Cは、組合員に対し、C以外に水産物を出荷すること、水産物ZについてはCが指定する事業者以外に出荷することを禁止していた。



※ 注意とは、違反行為の存在を疑うに足る証拠が得られないが、違反につながるおそれがある行為がみられたときに、未然防止を図る観点から行われるものです。

※ イラストと実際の事案は関係ありません。

ガイドラインについての疑問や漁協の具体的な行為についての相談は、下記窓口にお問い合わせください。

【漁業者と漁協との取引に関すること】

水産庁漁政部水産経営課 直通:(03) 3502-8416

【漁業者等と消費地市場の卸売業者や小売業者との取引等に関すること】

水産庁漁政部加工流通課 直通(03) 3502-8427

※ なお、本資料に関する御質問は、下記の連絡先にお問い合わせください。

公正取引委員会事務総局経済取引局 調整課 直通:(03)3581-5483

<https://www.jftc.go.jp/dk/noukyou/gyokyou.html>



第4-2 事業者・事業者団体が行おうとする個別具体的な事業活動についての相談



公正取引委員会では、事業者や事業者団体が、今後、自ら行おうとする個別具体的な事業活動の内容が独占禁止法上問題となるかどうかについての相談を下記部署で受け付けています。

管轄地域	事業者や事業者団体が行おうとする具体的な事業活動についての相談（優越的地位の濫用を除く。）		優越的地位の濫用の考え方についての相談	
	担当部署	連絡先	担当部署	連絡先
関東・甲信越地区 (茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県)	公正取引委員会事務総局 取引部 相談指導室	T E L : (03)3581-5471 (代)	公正取引委員会事務総局 取引部 企業取引課	T E L : (03)3581-5471 (代)
北海道地区 (北海道)	北海道事務所 総務課	T E L : (011)231-6300	北海道事務所 取引課	T E L : (011)231-6300
東北地区 (青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)	東北事務所 総務課	T E L : (022)225-7095	東北事務所 取引課	T E L : (022)225-7096
東海・北陸地区 (富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県)	中部事務所 経済取引指導官	T E L : (052)961-9422	中部事務所 取引課	T E L : (052)961-9423
近畿地区 (福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)	近畿中国四国事務所 経済取引指導官	T E L : (06)6941-2174	近畿中国四国事務所 取引課	T E L : (06)6941-2175
中国地区 (鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県)	近畿中国四国事務所中国支所 総務課	T E L : (082)228-1501	近畿中国四国事務所中国支所 取引課	T E L : (082)228-1501
四国地区 (徳島県、香川県、愛媛県、高知県)	近畿中国四国事務所四国支所 総務課	T E L : (087)811-1750	近畿中国四国事務所四国支所 取引課	T E L : (087)811-1754
九州地区 (福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県)	九州事務所 経済取引指導官	T E L : (092)431-5882	九州事務所 取引課	T E L : (092)431-6031
沖縄地区 (沖縄県)	内閣府沖縄総合事務局 総務部公正取引室 経済係	T E L : (098)866-0049	内閣府沖縄総合事務局 総務部公正取引室 取引方法調査官	T E L : (098)866-0049